

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【環境局総務政策部環境学習課】

2

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】
- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】

3

5

◇ 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】
- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】

6

9

北九州市告示第 292 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、平成 28 年度北九州市環境教育副読本の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 28 年 6 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
タカミヤ・マリバー里山を考える会共同事業体	北九州市八幡東区前田企業団地 1 番 1 号	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成28年6月9日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガフィールド ポイント八幡本店
北九州市八幡東区東田一丁目6番13号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社タカミヤ
代表取締役 高宮俊諦
北九州市八幡東区前田企業団地1番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社タカミヤ
代表取締役 高宮俊諦
北九州市八幡東区前田企業団地1番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年2月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,716.6平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
70台
 - (2) 駐輪場の収容台数
10台
 - (3) 荷さばき施設の面積
27.0平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量
12.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

8 届出年月日

平成28年6月3日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号

北九州市八幡東区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成28年6月9日から同年10月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成28年10月11日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 4 3 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路を指定したので建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 8 年 6 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成 2 8 年 6 月 9 日 第 7 4 4 6 0 2 号

2 路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
市道長野 6 8 号線	道路改 築事業	5 . 0	1 1 0 . 0	北九州市小倉南 区大字長野 6 6 6 番 3	北九州市小倉南 区長野東町 6 6 3 番 1

北九州市交通局公告第14号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月9日

北九州市交通局長 吉田茂人

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油 15万リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成28年8月1日から同月31日まで

(4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

(5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量93万リットル 平成28年7月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成28年2月9日

(7) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約課（電話 093-582-2017）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成28年7月11日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局総務経営課

イ 日時 公告の日から平成28年7月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成28年7月26日は、午後2時まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成28年7月15日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成28年7月11日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成28年7月25日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成28年7月26日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規

程第5号。以下「契約規程」という。)において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

150,000ℓ

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., July 26, 2016

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., July 25, 2016

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市交通局公告第15号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月9日

北九州市交通局長 吉田茂人

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油 15万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月25日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社M i s u m i 熊本支店
熊本市東区長嶺南六丁目6番40号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額 68円40銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成28年4月8日
- 8 落札方式
最低価格による。